

番号	7. (1) ①
項目	<p>2024 年度に全国の小中学校で不登校だった児童生徒は 35 万 3970 人（前年度 34 万 6482 人）で、過去最多を更新したことを 10 月 29 日文部科学省が発表しました。高校は 6 万 7782 人。いじめ認知件数は小中高と特別支援学校を合わせて 76 万 9022 件。小中高での暴力事件発生件数は過去最多の 12 万 8859 人。自殺した小中高の児童生徒数は 413 人で、このうち 8 人が「いじめ問題」となっています。</p> <p>大阪市立小・中学校児童・生徒の不登校数、在籍比率を明らかにすること。</p>
(回答)	
令和 6 年度における大阪市立小中学校の不登校に関する状況については、令和 7 年 10 月 29 日付け大阪市ホームページ公表のとおり、小学校の不登校児童数は 2,294 人、中学校の不登校生徒数は 4,893 人となっております。なお、不登校在籍比率は小学校 2.05%、中学校 9.55% となっております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話 : 06-6208-9174

番号	7. (1) ②
項目	<p>次の子どもの声、保護者の声を聞くべきです。「大人の言うとおりにする場所やから行かない」。「テストのための勉強でおもんない」。「学力テスト、経年テスト、テストの日は休んでと言わわれているようだ」。「4年生はみんな平均点を超えようと頑張っている。(受けますか) 平均点に入れますか、と子どもの前で聞かれた。悔しくて、心の傷がついたか怖くて、未だに聞いていない。」「今年の経年テストどうされますか?新学期の初めに聞かれた。」</p> <p>小学3年生からの学力経年テスト、5・6年すぐすぐウォッチ、全国学力テスト、中学生チャレンジテストで、「親からみて学校がきゅうくつなんだろうな」と言われています。「あまりにも競争的な学校環境から子どもを解放する」(国連子どもの権利委員会) ことが必要です。テスト漬けの競争教育をやめること。</p>
(回答)	
<p>「大阪市小学校学力経年調査」につきましては、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにすること、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立すること、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならぬ力を確実に定着できるようにすること、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図ることを目的とし、実施しております。</p>	
<p>「小学生すぐすぐウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。</p>	
<p>「全国学力・学習状況調査」につきましては、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立て、また、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するために実施しております。</p>	
<p>「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の</p>	

改善を図り、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。

各調査及びテストにつきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。

本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。

担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186
----	---

番号	7. (1) ③
項目	国際比較において、日本は「試験不安」が高いが「学習への動機づけ」は非常に低い国のひとつであるとの指摘（本田由紀『「日本」ってどんな国？ 国際比較データで社会が見えてくる』』ちくまプリマ一新書）を受けとめ、テスト漬け教育をやめること。
(回答)	
	各調査及びテストにつきましては、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、児童生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。
	本市教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	7. (2) ①
項目	「学校適正配置の適正化の推進のための指針」（2025年4月）は、「しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。」としている。保護者や地域住民等を否定する指針を廃止すること。
(回答)	
	条例を改正する以前は、統合にあたって、PTA役員や地域関係者等から構成される協議会等を設置し、その協議会等において統合を承認することとしていました。そのため、PTA役員や地域関係者の責任や負担の増大、協議の長期化等が課題になっていました。
	これらの課題について、行政の責任で公平かつ持続的に運用していくため、令和2年4月に条例を改正施行しました。
	また、計画案の作成にあたっては、地域関係者やPTA役員等から、ご意見をお伺いしたうえで住民説明会を開催するなど、丁寧な説明や意見聴取に努めているところです。適正配置の取組を進めるにあたっては、学校適正配置検討会議を開催し、地域関係者やPTA役員等からご意見を伺い、校章や校歌などを決定しております。
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	7. (2) ②
項目	<u>小学校 6 年生だけを、校地の離れた中学校校舎に通学させる、佃中学校区の統廃合計画を撤回すること。</u> 小規模で豊かな小学校教育が行われている、玉津中学校区の統廃合計画を撤回すること。
(回答) (下線部について回答)	
大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。	
学校配置の適正化に取り組む中で、当該地域においては 1 小 1 中となることからこの地域特性を活かし、より小中一貫した教育に取り組むものとして小学校 6 年生が中学校校舎において学ぶことについての検討をしているところです。	
学校配置の適正化につきましては、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さんからご意見を聴くこととされており、区役所としましては教育委員会事務局と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。	
担当	西淀川区役所 保健福祉課（こども福祉 G） 電話：(06) 6478-9940

番号	7. (2) ②
項目	小学校6年生だけを、校地の離れた中学校校舎に通学させる、佃中学校区の統廃合計画を撤回すること。 <u>小規模で豊かな小学校教育が行われている、玉津中学校区の統廃合計画を撤回すること。</u>
(回答) (下線部について回答)	
大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」(以下、「審議会」という。)からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでおります。	
今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。	
玉津中学校区にある小学校では全学年でクラス替えができない規模の学校が複数校あるなど、小規模化が顕著であり、教育環境の整備が必要な状況であることから、例規に基づき、学校配置の適正化に向けた取り組みを進めております。	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9119

番号	7. (2) ③
項目	<p>ゆきとどいた教育をすすめるため、幼稚園・<u>小学校・中学校統廃合をやめること。</u> 大阪市の独自措置で、直ちに中学校全学年の 35 人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。さらに、幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。</p>
(回答) (下線部のみ回答)	
<p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、令和 2 年 4 月に「大阪市立学校活性化条例（以下「条例」という。）」を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られていたところ、審議会から令和 6 年 3 月に中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出されました。当該意見書を踏まえ、新たに中学校の適正規模に関する事項を規定するため、令和 7 年 4 月に条例を改正しました。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111

番号	7. (2) ③
項目	<p>ゆきとどいた教育をすすめるため、<u>幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。</u> 大阪市の独自措置で、直ちに中学校全学年の 35 人学級、<u>幼稚園、幼稚園型認定こども園を 25 人学級とすること。</u>さらに<u>幼・小・中学校の 20 人学級を実現すること。</u></p>
(回答) (下線部について回答)	
<p>市立幼稚園につきましては、「民間において成立している事業については民間に任せること」という市政改革の基本的な考え方に基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、民営化を進めることとしています。</p> <p>また、1学級の定員については幼稚園設置基準等に基づき、幼稚園の4、5歳児は35人、幼稚園型認定こども園の4、5歳児は30人と定めているところです。</p> <p>今後も引き続き、市立幼稚園等の果たすべき役割や在り方について検証しながら個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、方針を決定してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ） 電話：06-6208-8165</p>

番号	7. (3) ①
項目	就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。
(回答)	
<p>就学援助制度の周知につきましては、毎年、市立の小・中・義務教育学校を通じて、新入学及び在学する児童生徒の保護者すべてに対して、「就学援助制度のお知らせ」及び「申請書」を配付しております。</p> <p>その他、大阪市のホームページにも同様のお知らせ及び申請書を掲載するとともに、区広報紙への掲載や「子育ていろいろ便利帳」といった市民向け手引への掲載を定期的に行っております。</p> <p>また、欠席連絡等アプリによるデータ配信による周知を、各学校で検討するよう依頼を行っております。</p> <p>今後も引き続き、就学援助を必要とされる方が制度を十分に活用していただけるよう、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>本市における就学援助の支給対象である学用品費等につきましては、学校における教育活動に必要となるものが対象であることから、保護者の方が学校に納めていただいている、学校徴収金相当額を支給しております。</p> <p>今後とも、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話: 06-6115-7653

番号	7. (3) ②
項目	<p>「授業料無償」に加え、「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。</p> <p>教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。</p>
(回答)	
	<p>学校において使用する消耗品などの購入経費、図書や光熱水費、建物修繕などの費用については、「学校維持運営費」として公費で負担することとしています。一方、児童・生徒個人の教材等や、遠足・修学旅行などの費用については、保護者の方にご負担いただいております。</p>
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832

番号	7. (4) ①	
項目	<p>「学力向上支援チーム事業」について、年間3回のスクールアドバイザーによる授業参観を行う「効果検証授業」及び「若手教員（1～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の業務で多忙な教員に対して、授業指導案の作成などでさらなる負担を強いている。すべての学校においてスクールアドバイザーの訪問回数が「年間20回」に一律に設定されているが、学級数の少ない小規模校においては、1人あたりの公開授業・研修の回数が増え、特に「若手教員」にとって大きな負担になっている。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、「訪問回数」を大幅に削減するなど、現場の業務負担を減らす措置を速やかにとること。</p>	
(回答)		
	<p>「学力向上支援チーム事業」で実施される「効果検証授業」及び「若手教員（1～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修」につきましては、各学校で実施している研究授業や校内研修と兼ねてもよいこととしております。訪問回数や学習指導案の作成等の教員の授業力向上への支援につきましては、各学校の実態に配慮し、若手教員に対する負担の増加とならないよう留意しながら取組を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6718-7471 電話：06-6208-9186

番号	7. (4) ②
項目	<p>各学校で行われている研究授業は、2020年度から実施された「学習指導要領」の時間数の増加（オーバーロードカリキュラム）などにより、研究授業を行う授業者（特に若手教員）の業務上の大きな負担になっていた。</p> <p>加えて、「学力向上支援チーム事業」の導入により、特に若手教員は年間複数回「研究授業」を行うことが多くなっている。多い時には6～8ページ程度（約5,000字～約7,000字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。</p> <p>そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。</p> <p>これら過度な業務負担は、研究授業を行う教員の体調不良などを引き起こすだけでなく、担任・担当する児童生徒への日々の対応や学級経営にも影響をあたえ、「いじめ」や「不登校」への対応、教育活動に深刻な影響を与えかねない。</p> <p>加えて、若手研修や行政区内の研究授業が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。</p> <p>前日の就業から翌日の始業まで「11時間以上」の休息時間を取りことを使用者に義務付ける「勤務間インターバルタイム」について、人事院は2024年3月29日「勤務間のインターバル確保について」（令和6年3月29日職職一78・人事院事務総局職員福祉局長発）の通知を出し、2024年4月1日から「勤務間インターバル」を義務付ける規則にが実施されている。過度な「研究授業」負担を軽減し、教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。</p>

(回答)

「学力向上支援チーム事業」の授業参観におきましては、学習指導案を略案とし、スクールアドバイザーが学習指導案の作成の支援を行う等、教員の負担軽減に努め、指導案作成等にかかる「業務の持ち帰り」が発生しないよう努めてまいります。

また、研究授業について、新任教員研修の研究授業におきましては、昨年度は複数の参加者があることと学習指導案（略案不可）を作成することとしておりましたが、今年度は複数の参加者があることと変更しております。

研究授業の在り方につきまして、教員の負担を考慮するとともに、教師の学びを深められるものになるよう、今後も引き続き検討してまいります。

担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7471
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	7. (4) ③
項目	<p>大阪市教育委員会の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」（スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員）と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」（実質の「研究授業」）と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教職員が担当している。これら「効果検証授業」は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている教職員には大きな負担となっている。これら実態は、教職員の「時間外勤務」の抑制や「勤務間インターバル」の確保をさらに困難にしている。</p> <p>担当する教職員への業務負担を強いる「効果検証授業」を速やかに廃止すること。</p> <p>また、「効果検証授業」の指導案は年3回とも全てを「略案」とすることを全ての小中学校において、徹底すること。</p> <p>スクールアドバイザー等が、年間3回の公開授業をともなう「効果検証」授業を担当する教職員にたいして、「細案作成の強要」など、過度の業務負担になるようことをしないように、教育委員会として指導すること。</p>
(回答)	
担当	<p>教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p>

番号	7. (5) ①
項目	障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。
(回答)	
<p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めています。</p> <p>共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、大阪市教育委員会といたしましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ②
項目	特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの耐久や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特に、通級による指導を自校開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級による指導を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
(回答)	
	本市では、これまで、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。
	引き続き、通級による指導の対象になる児童生徒の実態を把握し、学びの場の検討を行う等、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ③
項目	特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級による指導担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
(回答)	
	<p>学びの場の適切な判断には、一人ひとりの障がいの状況に合わせて、本人保護者に寄り添い、検討する必要があることについて、研修等を通して全教員に周知しております。</p> <p>引き続き、本市における多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいります。</p> <p>相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。なお、保護者向けに障がいのある子どもの就学・進学や、進路・就労等に関する講座を今年も実施しております。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ④
項目	<p>特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022年4月27通知に示された学びの時間や、文科省2013年10月4日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特にLD・ADHD等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。</p>
(回答)	
	<p>特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、校長とのヒアリングを重ね、適切に行ってまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009

番号	7. (5) ⑤
項目	<p>これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。</p>
(回答)	
	<p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。</p> <p>引き続き、特別支援学級における児童生徒の発達に応じた教育実践をすすめるとともに、通常学級での交流及び共同学習での実践など、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高め、一人ひとりの障がい状況に合わせた特別支援教育の充実が図れるよう努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (5) ⑥
項目	次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
(回答)	
	<p>特別支援学級設置に関しては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、学校長とのヒアリングを重ね、適切に行ってまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (5) ⑦
項目	特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。
(回答)	
<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1学級の標準が8人と定められています。</p> <p>また、特別支援学級在籍児童生徒の教育課程につきましては、特別の教育課程も含め、一人ひとりの児童生徒の障がいの状況に応じ各学校が編成を行うこととなっており、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいて実施されるものと考えております。</p> <p>今後も引き続き、障がいのある児童と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話 : 06-6208-9114 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話 : 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑧
項目	特別支援学級の 1 学級あたりの子どもの数が 6 人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。
(回答)	
<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、特別支援学級について、1 学級の標準が 8 人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
<p>担当 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話 : 06-6208-9114</p> <p>担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125</p> <p>担当 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話 : 06-6327-1009</p>	

番号	7. (5) ⑨
項目	特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
(回答)	
特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めています。	
また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話: 06-6208-9125

番号	7. (5) ⑩
項目	通級による指導の「自校通級」による開設から「巡回通級の拡充」への方針転換を撤回のうえ、通級による指導担当教員を全校に配置すること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、通級担当教員の専任配置を当該校に行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
(回答)	
	通級による指導につきましては、国の基礎定数化により対象となる児童生徒は13名を超えると教員1名が配置されることが決定されたことを踏まえ、担当教員の配置が難しくなる学校については、他都市で実施している「巡回による通級」を、本市でも令和8年度より実施してまいります。本市では、「通級による指導」の全校開設を、令和10年度まで延長し、効果検証を重ねながら円滑な拡充に向け取り組んでまいります。
	また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話:06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話:06-6208-9125

番号	7. (5) ⑪
項目	巡回通級を実施した場合の教員の勤務条件についての問題点を精査のうえ直視し、巡回ではなく自校通級の開設を行うこと。
(回答)	
	<p>通級による指導の対象となる児童生徒は通常学級籍であり、日常的には学級担任や教科担当が指導していきます。通級による指導では、発達障がい等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を、部分的に通級担当教員が実施します。</p> <p>在籍する学校で通級による指導を受けることができる「自校通級」の指導形態については、研修や巡回指導を実施することで、校内の指導支援体制を充実させ、同時に効果検証を重ねながら精査、拡充してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑫
項目	「複数校を兼務」について、必要な協議を行うこと。
(回答)	
<p>児童生徒が在籍校から移動することなく、担当教員が巡回し通級による指導を行う「巡回による通級」については、各校の児童生徒の状況を校長とのヒアリング等を通じて丁寧に把握し、学校間の距離等を鑑みながら検討してまいります。</p> <p>また、教員の兼務発令については、各校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>教育委員会としましては、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援の充実に向けて、引き続き、各校への巡回指導や研修を実施し、指導支援の手立てや自立活動の充実を含めた通級による指導の体制強化に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話: 06-6208-9125

番号	7. (5) ⑬
項目	基礎定数化される通級担当教員配置について、国庫負担の不足分については大阪市として事業化するなどの措置をとり、教員配置の維持、拡充を行うこと。通級による指導担当教員の配置定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。
(回答)	
通級担当教員の配置については、定数改善を国へ要望していくとともに、各学校の実情・実態を精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	7. (5) ⑭
項目	障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
(回答)	
	特別支援教育コーディネーターは、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、障がいのある子どもの学びの充実における重要な役割を担っていると認識しております。
	また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話: 06-6208-9125

番号	7. (5) ⑯
項目	特別支援教育サポーターの増員をすること。
(回答)	
教育委員会といたしましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑯
項目	特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
(回答)	
<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、令和7年度までに段階的に改めていくこととされ、本年度より小学校1年生から小学校6年生まで35人を標準として学級編制を行っております。</p> <p>なお、中学校及び義務教育学校後期課程は引き続き1学級40人が標準とされており、特別支援学級については、1学級の標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされております。</p> <p>学級編成の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して学級編成の標準を改定すること及び通常学級の学級編成において、特別支援学級の児童生徒を加えることについて、要望を行っております。</p> <p>また、定数配置による教員に加え、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いを認め合うための支援等を行う「特別支援教育センター」を配置し、各校の支援体制の充実を進めているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話 : 06-6208-9114 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話 : 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑯
項目	看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
(回答)	
<p>教育委員会では、各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。</p> <p>巡回指導では、障がいのある児童生徒の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、令和7年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、特別支援教育士の6領域体制とし、学校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。また、医療的ケアが必要な子どもの在籍する各校園に対し、看護師の配置・訪問を行っております。</p> <p>今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑯ア	
項目	<p>特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室と同様の規模で確保すること。</p>	
(回答)		
	<p>特別支援学級在籍児童生徒の障がいの重度化・多様化を踏まえ、障がい状況に応じた学級設置及び教室の整備に努めてまいります。</p> <p>また、通級による指導を行う教室においても障がい状況に応じた教室の整備に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課	電話 : 06-6208-9097
	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当	電話 : 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑯イ
項目	通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。
(回答)	
	<p>通級による指導については令和 5 年度から令和 7 年度にかけて 271 校を開設し、令和 10 年度をめどに全校開設に向けて順次拡充していく予定です。また、令和 7 年度は既開設校には日常運営費が、新規開設校には環境整備を含めた運営費がそれぞれ配当されております。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話: 06-6327-1009

番号	7. (5) ⑯
項目	大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
(回答)	
大阪市内を含めた支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。	
大阪市教育委員会といたしましては、引き続き、府教育庁と連携しながら、大阪の特別支援教育のより一層の発展に向け取り組んでまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (5) ②0
項目	障害児教育に携わる教職員の専門性の必要に鑑み、特別支援学級担任・通級による指導担当教員に対して、教職員給与特別措置法で示される「給与の調整額」を支給すること。
(回答)	
特別支援学級担任および通級指導教室担当者に対する給料の調整額につきましては、養護学級（現在の特別支援学級）に在籍する児童・生徒に対する教育は学校全体、教職員全体で取り組まれており、養護学級担当教員の勤務条件のみが著しく特殊であるとは言い難く、これに対して給料の調整額を支給することは他の教員との均衡を欠くものであるという判断のもと、平成21年3月31日をもって廃止しております。	
今後も引き続き、本市人事委員会からの勧告及び報告の内容を十分踏まえ、他都市の状況等を考慮しつつ、適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (5) ②1
項目	障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちに解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通じて、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
(回答)	
教育委員会におきましては、大阪市教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、各教育ブロック及びインクルーシブ教育推進担当に相談窓口を設けております。	
引き続き、相談等があった場合に、相談内容に關係のある部局と連携を図り、的確に対応を行うよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009

番号	7. (5) ㉙																			
項目	障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。																			
(回答)																				
<p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。</p> <p>「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。</p> <p>「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。</p> <p>また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。</p> <p>少人数学級の実現について、公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人を標準とし、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として編制することとなっており、学級編制の標準の引き下げは、義務教育国庫負担制度の趣旨に基づき、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えております。</p> <p>なお、文部科学省においては、公立中学校の学級編制の標準の引下げにより、令和8年度から中学校35人学級を実現することとしており、今後適切に対応して参ります。</p> <p>各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>																				
担当	<table> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>指導部</td> <td>インクルーシブ教育推進担当</td> <td>電話 : 06-6327-1009</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>指導部</td> <td>教育活動支援担当</td> <td>電話 : 06-6208-9174</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>総務部</td> <td>学事課</td> <td>電話 : 06-6208-9114</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教務部</td> <td>教職員人事担当</td> <td>電話 : 06-6208-9125</td> </tr> </table>				教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話 : 06-6327-1009	教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話 : 06-6208-9174	教育委員会事務局	総務部	学事課	電話 : 06-6208-9114	教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話 : 06-6208-9125
教育委員会事務局	指導部	インクルーシブ教育推進担当	電話 : 06-6327-1009																	
教育委員会事務局	指導部	教育活動支援担当	電話 : 06-6208-9174																	
教育委員会事務局	総務部	学事課	電話 : 06-6208-9114																	
教育委員会事務局	教務部	教職員人事担当	電話 : 06-6208-9125																	

番号	7. (6) ①
項目	中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
(回答)	
	<p>中学校給食は、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」に令和元年度2学期で移行が完了いたしました。</p> <p>また、現在は中学校においても小学校と同じ食器を使用しております。食器の改善につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ②
項目	安全・安心な学校給食を実施するため、自校直営方式を堅持すること。当面、不祥事が続いている民間委託業者については、即時撤退をさせること。
(回答)	
	<p>本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、206校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。</p> <p>委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。</p> <p>民間委託事業者に対する指導・監督の徹底などにより、途切れることなく学校給食を提供するとともに、学校給食調理業務委託の民間事業者の選定にあたり、総合評価一般競争入札における選定基準や契約内容等の改善を図っております。</p> <p>今後も引き続き、「安全・安心でおいしい給食」が効果的・効率的に実施できるよう努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ③
項目	給食調理業務に必要な施設設備については、老朽化を考慮し、年次的な調査を行い、改修・改善に向け早急に対処すること。
(回答) 給食室の機器更新については、機器状態や各校の食数等に応じ、計画的な更新に努めています。今後とも、学校状況に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ④
項目	食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
(回答)	
<p>大阪市の農業は、全農家戸数 909 戸、全農地の総面積が約 76.4ha (『大阪市都市農業振興基本計画』より引用) という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。</p> <p>また有機野菜においても同様で流通量が限られており、必要量を安定して確保することに加えて、調達価格も一般的な食材より高価であることなど、様々な課題があり、困難な状況にあります。</p> <p>本市としましては、こうした現状の中にありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくな等については地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。</p> <p>今後も、地場産の食材の更なる活用について検討するとともに、有機野菜に関する情報収集に努めて参ります。</p> <p>また、本市の学校給食に使用する食材は、生産量や価格といった流通の事情により外国産食材である場合もございますが、基本的には国産食材を調達するよう努めております。</p> <p>学校給食用パンに使用されている小麦粉は、アメリカ・カナダ・オーストラリア・日本の4か国的小麦粉をブレンドしたのですが、輸入時と購入時の二度にわたる検査において残留濃度が基準以下であることを確認するなど、安全性の確保につとめております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ⑤
項目	ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
(回答)	
<p>学校給食用食器の種類としては、三つ仕切り皿、中食器（お椀）、小食器（お椀）がありますが、その日の献立により各学校で使用食器を決めており、また、日々の献立に応じ、汁物にはお椀を使用しております。</p> <p>一方、食器の改善や種類の多様化につきましては、施設設備、作業面等難しい点がございますが、引き続き必要に応じて検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (6) ⑥
項目	アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。
(回答)	
<p>大阪市立学校のアレルギー対応の除去食については、「食物アレルギー対応の手引き」に基づき、誤食・誤配防止のため、除去食用（ピンク色）食器に盛り付けることとしております。</p> <p>食器に盛り付けた状態では、安全性の観点から、親子給食の子校となる学校への配送に適さないため、個別対応容器を使用しているものです。また、より多くの児童生徒が喫食可能な給食の提供にむけ、使用食材や献立の作成において、引き続き検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話： 06-6208-9143

番号	7. (7) ①
項目	就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。就学時健康診断後には各校へのアンケートを実施すること。また、次年度の実施に向けて具体的改善策を示すこと。
(回答)	
就学時健康診断につきましては、学校保健安全法により市町村の教育委員会が行うこととされているところですが、例年、開催にあたりましては、各小学校、義務教育学校にご理解、ご協力をいただいております。	
本健診につきましては、就学にあたり不安や心配を抱える保護者の皆さんとお話ができる貴重な機会として、次年度の各学校での学級編制や教育活動に活用されていると認識しており、多くの指定都市においても各小学校の協力のもと実施しております。	
学校医等が初期の段階から携わり、入学後も継続して子どもたちの成長や健康状態等を観ていただいている状況なども踏まえますと、引き続き、各校のご協力を得ながら実施をしていくことが、子どもたちの健康の保持増進につながるものと考えておりますが、各校のご負担については、その軽減が図られるよう、教育委員会として引き続き研究してまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (7) ②
項目	養護教員の複数配置校を拡大すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
(回答)	
<p>養護教諭の複数配置については、小学校で児童数 851 名以上の学校、中学校で生徒数 801 名以上の学校が対象となっております。</p> <p>このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。</p> <p>各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>「預け加配」につきましては、これまでも年度ごとに全体の定数状況を見極めながら、課題のある学校等に対し、可能な限り配置に努めております。</p> <p>今後も引き続き、全体の定数状況を見極めながら可能な範囲で配置してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	7. (7) ③
項目	子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間、講堂（体育館）、格技室をつなぐインターフォン（内線電話）を設置すること。 インターフォン設置が困難な場合には他の連絡手段を導入すること。
(回答)	
	各教室と繋がるインターフォンの設置については、校舎新築工事及び保健室全面改修など大規模改修工事を行う際に、設置又は設置に向けた検討を行う方針としております。
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153

番号	7. (7) ④
項目	外国からの編入児童増加対応として結核健康診断精密検診時のレントゲン車を各校へ巡回させること。編入児童への精密検診について、改善策を示すこと。
(回答)	
	<p>文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等に対して、入学時又は編入時に結核に関する精密検査を受けるよう促すこととなっておりますことから、教育委員会として実施しているところとなりますが、昨今の外国からの編入児童が増加していることを踏まえて、受診会場を増やすなど、円滑な結核健康診断精密検診の実施に向けて研究してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	7. (8) ①
項目	生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。
(回答)	
<p>生理休暇については、年間の回数制限は設けておらず、有給の期間が1年を通じて13回以内となっております。</p> <p>今後も、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話: 06-6208-9131

番号	7. (8) ②
項目	短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
(回答) 短期介護休暇の取得条件については、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (8) ③
項目	産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
(回答)	
<p>講師等の配置については、できるかぎり速やかな配置に努めておりますが、全国的に講師不足の中で、病気休暇等の代替講師の配置等、特に年度途中における配置は、講師登録者が既に他の地方自治体の講師や他の職業に就かれている事情もあり、その確保はさらに困難となっているのが現状です。</p> <p>そういう中にあっても、令和7年度につきましても、講師確保の観点から、4月～9月の産育休取得予定者の代替講師の一部について、年度当初より配置を行っております。</p> <p>また、令和6年度より「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭の配置）」を新たに導入し、産休・育休等による年度途中の欠員を補充するため、本務採用の特別専科教諭を法律に基づく教員定数に加えて配置することで、年度途中の欠員未補充の状況を解消できるように取り組んでいます。</p> <p>教育委員会では、講師の確保に向けて、講師登録会の休日・夜間の開催や、地下鉄主要駅でのポスターの掲示等のさまざまな方策についても引き続き講じております。</p> <p>さらに、令和6年度からは、講師登録者数の増加を目指し、地下鉄中吊り広告の掲出や行政オンラインシステムを利用した講師登録の運用を開始するなど、取組みを強化しているところです。</p> <p>代替教員（講師）の確保につきましては、未だ厳しい状況にはございますが、引き続き、柔軟な発想のもと、関係先と連携を図りながら、あらゆる方法を検討し実施していくことで、その確保に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (8) ④
項目	児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
(回答) 産休・育休にかかる代替講師の配置に際しては、各学校の実情に合わせて適切な引き継ぎ期間を確保できるよう努めております。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	7. (8) ⑤
項目	妊娠・出産にかかる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
(回答)	
	女性職員の妊娠、出産・育児に関わる休暇・休業制度については、「出産・子育てのための各種ガイドブック」を作成し、周知に努めているところです。 今後とも、管理職への周知徹底を行っていきたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (8) ⑥
項目	妊娠・出産にかかる 1 か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
(回答) 産休・育休取得予定者の代替講師については、前倒しして配置を行うことで、可能な限り年度途中に欠員が生じることがないよう対策を講じているところです。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	7. (8) ⑦
項目	<p>妊娠中の体育実技・負担軽減措置について</p> <p>ア. 妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。</p> <p>イ. 制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。早急に解決を図ること。</p>
(回答)	
	<p>妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (8) ⑧
項目	感染症の防止の観点から妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること。
(回答)	
<p>妊娠中の女性職員については、令和2年5月に「妊娠中および出産後の職員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正に伴い、医師等の指導に基づく校務分担の見直し等の措置又は通勤緩和による勤務時間の短縮や、テレワーク制度による在宅勤務等の活用により、妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう通知を行っております。</p> <p>また、その指針の適用期限が延長され、その趣旨を踏まえ、引き続き妊娠中の女性教職員の母性健康管理の措置を適切に行うよう各校園長に通知しております。</p> <p>今後とも給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (8) ⑨
項目	<p>不妊治療・不育治療について</p> <p>ア. 不妊治療の日数に制限を設けないこと。</p> <p>イ. 不育症治療のための休暇を創設すること。</p>
(回答)	
	<p>不妊治療にかかる勤務条件につきましては、令和2年4月1日に導入した無給の不妊治療職免を令和4年4月1日より、有給の出生サポート休暇として制度改正し、最大10日まで取得できるよう拡充しております。</p> <p>不妊治療及び不育症治療のための休暇制度については、本市全体の動向を注視しながら、誠意をもって交渉してまいりたいと存じます。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話: 06-6208-9131

番号	7. (8) ⑩
項目	定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。
(回答)	
<p>現在、大阪市の定期健康診断は法定項目に基づき実施をしております。婦人科検診は診察・検査の実施に非常に専門性の高い検査を含むため、通常の健康診断とは分けられて実施されることが一般的です。現状では定期健康診断の中に婦人科検診の項目を設けることについて、法律上根拠規定がなく、経済面・運営的からも導入は難しいことから、婦人科検診については自己の健康管理の一環としての受診が原則となっております。</p> <p>今後、引き続き国や他都市の動向なども踏まえながら、適切に検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話： 06-6208-9139

番号	7. (9) ①
項目	学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。「産育休の代替は本務事務職員の配置に見合う手立てをすること」。
(回答)	
	学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き行う予定となっております。複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。 産育休も含め、欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (9) ②
項目	学校事務職員に職制を導入しないこと。
(回答)	
学校事務職員の職制導入につきましては、必要性等を精査のうえ、適宜適切に対応してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (9) ③
項目	市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
(回答)	
	共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9121

番号	7. (9) ④
項目	臨時の任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
(回答)	
<p>本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。</p> <p>当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131

番号	7. (9) ⑤
項目	学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。
(回答)	
令和5年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。	
今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。	
また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	7. (10) ①
項目	大阪市の勤務労働条件（正規教職員との「同一度労働・同一賃金」や「均等待遇」など）が常勤講師常勤講師・非常勤講師・会計年度任用職員の任用にも大きく影響している。常勤講師の労働条件の悪化は「講師の不足」にも影響している。それらが教職員の「定数不足」、人員不足が発生する原因となっており、学校現場の大きな負担になっている。直ちに常勤講師・非常勤講師・会計年度任用職員の待遇改善を行い、大阪市で教職員として働きやすい環境を整えること。
(回答)	
<p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される給与等につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。</p> <p>講師の待遇については、本務職員との均衡を考慮しつつ、令和2年度より最高号給の引き上げを行ったところです。</p> <p>しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (10) ②
項目	<p>給特法等一部改正法附帯決議（参議院文教科学委員会）は、「七、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。」とした。</p> <p>「給特法等一部改正法案」審議の国会質疑の中で、文部科学省は「常勤職員と同等の職責の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けに行ったりすることは改めるべき」と答弁を行っている。また、臨時的任用教員の待遇については、文部科学省は国会において、24の自治体（政令市含め）で教職員給料表の「2級」適応としていると明らかにしている。</p> <p>現場で働く【臨時的任用】・【任期付採用】（「大阪市の講師概要 令和7年3月改定版」）講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、子どもの看護など保健室の校務、日々の給食の管理やアレルギー対応などの栄養指導に関する校務、教科の担任、校務分掌の責任者（長）を担当するなど、正規教職員と同じ職務を担っている。「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」に基づき、適切に判断し、大阪市の学校現場を支える講師の給料表を速やかに「2級」にすること。</p>
(回答)	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125

番号	7. (10) ③
項目	「地方公務員法 第15条」は「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定している。「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト」(以下「教員採用選考テスト」)での優遇措置として「大阪市現職講師特例」において、「能力の実証」が試され済みの大阪市の教育を支える現職講師の教職経験が正当に評価される教員採用制度にすること。
(回答)	
	<p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和8年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約4割となっております。</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (10) ④
項目	現職講師の受験者の「教員採用選考テスト」の試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
(回答)	
	大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。

番号	7. (10) ⑤
項目	大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
(回答)	
	<p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。</p>

担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (10) ⑥
項目	<p>文部科学省、令和5年5月31日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により、2025年度（令和7年度）採用「教員採用選考テスト」が6月から実施されることになった。5月～6月は学校現場で働いている現職講師にとっては、宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期にあたり「教員採用選考テスト」に万全の準備をして臨めない。特に「教員採用選考テスト」の「大阪市現職講師特例」の試験日程について5月～6月の繁忙期避けて行うこと。また、「大阪市現職講師特例」などで受験する現職講師が、土曜参観や（春の）運動会などの学校行事などが、面接日と重なった場合の日程変更ができるようにする措置をとること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (10) ⑦
項目	<p>令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7) で「各教育委員会において、教員採用選考試験の1次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。</p> <p>正規教職員と同じ勤務をしている、現職講師の「教員採用選考テスト」の負担軽減のため、2021年度(令和3年度)採用「教員採用選考テスト」で廃止された「前年度1次合格者特例」の教員採用選考制度を復活させること。</p>
(回答)	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (10) ⑧
項目	<p>令和5年5月31日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7)では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。「大阪市現職講師特例」の合格率を大幅に上げるとともに、「能力の実証」(地方公務員法15条)済の、経験豊富な現職講師を多く採用できる教員採用制度に改善すること。</p>
(回答)	<p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしております。</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	7. (10) ⑨
項目	非常勤講師の給与、「時間額 3010 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
(回答)	
	非常勤講師の報酬につきましては、令和 6 年 2 月には、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり 2,890 円から 2,920 円に、令和 7 年 2 月には、3,010 円に増額改定を行ってきたところです。
	なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」や、各学校が設定する週当たりの授業時数、1 単位時間などを鑑み、学校毎に上限時間を設定してまいります。
	引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	7. (10) ⑩
項目	近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。
(回答)	
	現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123